

株 式 取 扱 規 程

(令和4年9月1日改定)

キリンホールディングス株式会社

昭和 26 年 8 月 9 日	制定
昭和 38 年 2 月 26 日	名義書換代理人設置に伴い全部改定
昭和 42 年 4 月 1 日	商法改正に伴い一部改定
昭和 45 年 1 月 1 日	名義書換代理人の住居表示変更に伴い一部改定
昭和 50 年 3 月 28 日	株券券種規定の新設および新券交付手数料変更に伴い一部改定
昭和 57 年 10 月 1 日	商法改正等に伴い一部改定
平成 3 年 12 月 12 日	証券保管振替制度実施等に伴い一部改定
平成 11 年 10 月 1 日	商法改正に伴い一部改定
平成 12 年 2 月 14 日	名義書換代理人の本店移転に伴い一部改定
平成 12 年 5 月 18 日	民法改正に伴い一部改定
平成 13 年 10 月 1 日	商法改正に伴い一部改定
平成 14 年 7 月 1 日	商法改正等に伴い一部改定
平成 15 年 4 月 1 日	商法改正等に伴い一部改定
平成 15 年 5 月 6 日	名義書換代理人の本店移転に伴い一部改定
平成 16 年 3 月 31 日	単元未満株式買増制度実施等に伴い一部改定
平成 17 年 10 月 1 日	名義書換代理人の商号変更等に伴い一部改定
平成 18 年 7 月 10 日	会社法施行に伴い一部改定
平成 20 年 4 月 7 日	株主の権利行使に関する規定の新設による一部改定
平成 21 年 1 月 5 日	株券電子化に伴い全面改定（平成 22 年 1 月 6 日限り附則削除）
令和 4 年 9 月 1 日	株主総会資料の電子提供制度の創設に伴い一部改定

株 式 取 扱 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 当会社定款第 10 条に定める株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、本規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下、「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- ② 当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きは、本規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出)

- 第 3 条 本規程による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第 25 条第 1 項に定める場合は、この限りではない。
- ② 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。

- ③ 当社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- ④ 当社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤ 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

- 第4条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。
- ② 当社は、株主名簿に記載または記録される者（以下、「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
 - ③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

- 第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

- 第6条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。
- ② 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第 7 条 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の届出)

第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

② 常任代理人は、前条第 1 項の株主等に含むものとする。

③ 第 1 項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

(法人の代表者の届出)

第 9 条 株主等が法人であるときは、その代表者 1 名の役職名および氏名を届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者の届出)

第 10 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第 11 条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

② 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出な

ければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに定める届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 株主総会資料の電子提供制度に係る手続き

(書面交付請求および異議申述)

第14条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下、「書面交付請求」という。)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を経由して行う場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第5章 単元未満株式の買取り

(買取請求)

第15条 株主が単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第 16 条 単元未満株式の買取単価は、前条による買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所が開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同証券取引所の休業日にあたるときは、その後最初にされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第 17 条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

② 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

第 18 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続が完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第 6 章 単元未満株式の買増し

(買増請求)

第 19 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となるべき株式を売り渡すことを請求(以下、「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買増請求の制限)

第 20 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

第 21 条 単元未満株式の買増単価は、第 19 条による買増請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所が開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同証券取引所の休業日にあたる時は、その後最初にされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増請求の受付停止期間)

第 22 条 当社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 6 月 30 日

(2) 12 月 31 日

(3) その他機構が定める株主確定日等

② 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、別に買増請求の受付を停止することができる。

(買増株式の移転)

第 23 条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第 7 章 手 数 料

(手数料)

第 24 条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

② 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第 8 章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第 25 条 社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第 147 条第 4 項に規定する少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第 154 条第 3 項に規定する通知をいう。）の申出をしたうえで、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

② 前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項および第 5 項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第 26 条 株主総会の目的である事項につき株主が提出しようとする議案の要領を株主総会参考書類に記載する場合であって、当該株主が当会社に通知した以下の事項が 400 字を超えるときは、当会社は、当該通知事項の全文に代え、その概要を記載することができる。

(1) 提案の理由

(2) 取締役、監査役、会計監査人の選任議案に関する会社法施行規則第 74 条、第 76 条および第 77 条に規定する事項

第 9 章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

第 27 条 振替法第 151 条第 8 項に規定する総株主通知を請求することができる正当な理由として当会社が定めるものは、次のとおりとする。

(1) 現在の株主に対して通知をなす必要があると当会社が判断した場合

(2) 現在の株主を株主名簿に反映させる必要があると当会社が判断した場合

(3) 現在の株主の意思を確認するための手続きを実施する必要があると当会社が判断した場合

(4) 前各号以外に現在の株主を確認する必要があると当社が判断した場合

(情報提供請求に係る正当な理由)

第 28 条 振替法第 277 条に規定する情報提供請求をすることができる正当な理由として当社が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 特定の者が株主として当社に対して申入れまたは少数株主権等の行使をしようとすることを当社が認知し、その特定の者について調査を行う必要があると当社が判断した場合
- (2) 特定の者が当社の株式を新たに取得したことまたは追加取得したことを当社が認知し、その特定の者について調査を行う必要があると当社が判断した場合
- (3) 前各号以外に特定の者が現在の株主であることを確認する必要があると当社が判断した場合

以 上